

官報 号外

平成十六年十一月十二日

○第百六十一回参議院会議録第六号

平成十六年十一月十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第六号

平成十六年十一月十二日

午前十時 本会議

第一 児童福祉法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 児童福祉法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。尾辻厚生労働大臣。

(國務大臣尾辻秀久君登壇、拍手)
○國務大臣(尾辻秀久君) たいいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、次世代を担う子供が心身ともに健やかに育つための環境を整備することが喫緊の課題となっております。このため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう、

平成十六年十一月十二日 参議院会議録第六号

児童相談に関する体制の充実等を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、児童相談に関する体制の充実であります。児童相談に関する市町村、都道府県及び児童相談所の業務に関する規定を整備するとともに、地方公共団体は、児童に関する情報の交換等を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとしております。

第二に、児童福祉施設、里親等の在り方の見直しであります。要保護児童に対する適切な保護と支援を図るため、乳児院及び児童養護施設の入所児童の年齢要件を見直すとともに、児童に対する里親の権限の明確化を図ることとしております。

第三に、要保護児童に係る措置に関する司法関係の見直しであります。要保護児童とその保護者の関係の改善等を図るため、児童相談所による保護者に対する指導措置について家庭裁判所が関与する仕組みを導入することとしております。

第四に、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付の創設であります。本給付については都道府県が行うこととし、国は、都道府県が支弁する当該給付に要する費用を補助することができることとしております。

このほか、保育料収納事務の委託に関する規定を整備するとともに、児童の売買、児童買春及び

児童福祉法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を締結するための規定を整備することとしております。

なお、この法律の施行期日は平成十六年十月一日としておりますが、児童相談に関する体制の充実、要保護児童に関する司法関係の見直し等については、一部を除き、平成十七年四月一日としております。

また、この法律案は衆議院において一部修正されておりますが、その概要は次のとおりでございます。

この修正案は、市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならぬものとするなど、及び児童福祉施設への入所措置の更新について、当該措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨を加え、更新に際しては、指導措置の効果や児童の心身の状態等を考慮することを明確化すること、並びに原案において平成十六年十月一日としていた児童自立生活援助事業における就業の支援等に関する規定等の施行期日を平成十七年一月一日に、慢性疾患児童の健全な育成を図るための措置に関する規定の施行期日を平成十七年四月一日にそれぞれ改めるものとする内容を盛り込んであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)
○議長(扇千景君) たいいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。蓮舫君。

(蓮舫君登壇、拍手)
○蓮舫君 私、蓮舫は、民主党・新緑風会を代表して、たいいま御提案のありました児童福祉法改正案に関し、担当各大臣に質問をさせていただきます。

私は、幼い子供が虐待によって命を落とすこと

をどうして防ぐことができないのか、親の支援や愛情ではなく暴力を受ける子供がどうして増えていくのか、あるいは感情を言葉で表現できない乳児が虐待によって亡くなることをどうして防ぐことができないのか、深く心を痛めております。一日も早くすべての子供たちを守るための施策を講じることが、私は政治の責任だと考えております。

今年九月、栃木県の小山市で発生した幼い兄弟二人が虐待によって命を落とすという事件は、私たちに深い衝撃を与え、児童虐待対策には私たちがすべてに関心を持って取り組んでいかなければならないとの認識が高まりました。

また、さきの新潟県中越地震では、被災をし、地震発生から九十二時間後に救出され、奇跡的に命の尊さをだれも強く感じたことと思います。児童虐待防止法が施行されてから二年半で、百二十五件、実に百二十七人の子供が虐待によって亡くなっております。子供の命を守る、虐待によって子供を失わないためにも児童福祉法改正は必要不可欠で、虐待という事件を起こさないためにも、法律が有効かどうかを常に見直していく作業が怠れないものだとは考えています。

まず、尾辻厚生労働大臣、虐待対策をどのように考えていらっしゃるのか、基本的なお考えをお答えください。

次に、政府法案では、児童相談所と市町村との連携を密にしていこうとあります。二〇〇三年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は約二万七千件、統計を取り始めた一九九〇年の二十四倍です。この二万七千件の相談すべてを全国百八十二か所にある児童相談所が抱え、対応が機能不全に陥っているのが現状でございます。そこを改めるために、本来、児童相談所が担ってきた機能を市町村が行えるようにするとしてありますが、これまで子育て相談を行ってきた市町村が、相談ではなく、しつけか虐待かを見極めるといふ介入

型の業務を担うためには、相応の体制整備が欠かせないと考えております。

そこで、我が党は、児童相談所の機能を市町村が行うようにするには、高い専門性を持つ人材の確保、資質の向上を義務付けることが必要と考えています。

虐待を疑われる児童の通告があったとき、この子供は虐待を受けているのか、それは軽度なのか重度なのかの判断をいたします。その初動判断を誤りますと、本来救えるべきはずの子供を救えないということもつなげてまいります。通告を受けた市町村の窓口がこの初動判断を誤らないためにも、市町村には専門性の高い人材を配置すべきではないでしょうか。

虐待予防のための取組は、少子化対策とも深くかかわってまいります。南野法務大臣におかれましては、少子化対策担当大臣としてのお立場から、是非、官僚の書かれた答弁をただ読まれるのではなく、御自身の率直なお考えを私どもの方を見てお答えいただけるようお願い申し上げます。

尾辻厚生労働大臣、大臣のお考えになる資質、専門性とはどのようなものをお答えいただけます上で、市町村の窓口児童福祉司を配置することについての政府の御見解をお伺いいたします。

次に、虐待防止には、専門的知識、技術を持った児童福祉司の存在が欠かせません。この十年間で虐待相談の処理件数は十六倍になっていますが、この間、児童福祉司の数は一・五倍に増えただけで、全国に約千八百人しかおりません。

この二年半、虐待によって亡くなった子供のうち、四割が零歳児、赤ちゃんです。虐待で亡くなった子供のうちの九割が六歳未満の子供です。虐待の通告は、児童相談所、市町村の窓口が開いている時間帯だけではなく、夜間でも休日でも二十四時間、三百六十五日対応するためにも、全国に配置されている警察との密な連携が求められるものではないでしょうか。虐待を犯罪と認識し、子供の命にかかわる緊急を要する事態には、警察が独自に動ける体制を積極的に取り組んでいただけるお気持ちがおありかどうか是非伺わせていただきたいと思います。子供の命を守るために警察の関与が必要かどうかを端的にお答えいただけます上で、どのような連携ができるのかをお答えください。

そこで国は、自治体が人口六万八千人に対し一人の児童福祉司を配置するための交付税での予算措置を行ってきております。でも、この基準を満たしていない自治体は全国で六割ございます。六割の自治体が、国からの交付金を受け取っていないから児童福祉司の増員を図っていない。自治体の取組いかんが、虐待対策の地域格差につながっております。

続いて、南野法務大臣にお伺いいたします。家族が再統合した後、子供が再び虐待を受けないことが、親が暴力を振るわないことが何よりも

大切で、そのために、子供の安全確保と並んで、保護者が二度と虐待をしないための指導が欠かせません。保護者の指導には、自治体の助言だけでなく司法の積極的な関与が望まれますが、大臣はいかがお考えでしょうか。司法の関与が必要か、それとも要らないとお考えか、明確な御答弁を下さい。

自治体に任せることが虐待防止対策の地域格差につながっている現状を尾辻厚生労働大臣はどのようにお考えなのか、お考えを伺わせてください。

最後にになりました。虐待対策では、子供を国の財産ととらえ、一人の尊厳を持つた存在ととらえ、その命、成長発達段階すべてを保障する制度の必要性を強く訴え、私からの御質問を終わらせていただきます。(拍手)

小泉総理大臣は、骨太改革を進める三位一体改革では、地方六団体の案を真摯に受け止めるとしております。尾辻厚生労働大臣は委員会、民間保育所の運営費削減、これも地方六団体の提案でございますが、これには反対で、そんなことをされたら国が進めている少子化対策がうまくいかなかったら、地方の提唱した案よりも厚生労働省の独自案の方が現実的だというお考えを率直に御発言されました。虐待対策も地方に任せるわけにはいかない御認識をされているでしょうか。地方に任せることに賛成か反対かで端的に御答弁をいただきたいと思っております。

児童虐待への対応につきましては、様々な施策の推進が図られてまいりましたけれども、依然として社会全体として早急に取り組むべき重要な課題であると認識をいたしております。

そして、少子化対策と同じく、虐待対策も地方に任せることに反対、地方の提唱した案よりも厚生労働省の案の方が現実的とすれば、少子化対策も虐待対策も厚生労働省の案がいいというお立場であれば、総理の地方六団体の案を真摯に受け止める方針との間にずれが生じてまいります。このずれが大臣は生じてお考えでしょうか、それともしばしばお考えでしょうか。生じてお考えであれば、このずれを所轄大臣として尾辻厚生労働大臣はどうしていくおつもりなのかを、是非明確な御答弁をいただけますようお願いいたします。

こうした取組を通じまして、虐待という重大な権利侵害から子供を守り、子供が心身ともに健全に成長できるよう最大限力を尽くしてまいります。

次に、市町村における児童相談の実施体制及び職員に求められる専門性についてのお尋ねがございました。

市町村におきまして児童相談に関する業務を的確に遂行するためには、できる限り児童虐待や少年非行、障害児施策などについての一定の知識や対人援助にかかわる経験のある人材を活用していただくことが望ましいと考えております。

厚生労働省といたしましても、これまで児童相談所の持つノウハウを市町村に伝達する事業に対する補助や市町村保健師の増員などの市町村の体制整備に努めてきたところでございますけれども、さらに来年度につきましても所要の交付税要望を行ってところでございます。

どのような体制で児童相談に対応するかはそれぞれの自治体の御判断ではありますけれども、児